

平成29年10月15日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

# EVER NEWS

連載

- 感謝料について その2
- NPO 法人について

## ■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内／事務所のご案内



vol. 43



エバー総合法律事務所

## 慰謝料について その2

慰謝料の意義などについてはVol.9（ホームページにバックナンバーとして掲載しています）で記載しておりますが、今回は、もう少し具体的に各分野における慰謝料額についてその目安を記載してみます。

1 まず、男女間のトラブルですが、例えば、不貞についてみると、一般に婚姻期間が長期間になるほど高額になる傾向があるといえますが、不貞態様、支払能力や暴力などその他の事情によって金額が変わります。概ね100万円から500万円の範囲内に収まることが多く、200万円から300万円の範囲が比較的多いと思われます。

不貞以外に暴力が離婚原因になることがあります。この場合には被害の程度にもよるのですが、後遺障害が発生するようなケースでない限り、慰謝料は不貞のケースより低くなる人が多いと思われます。怪我などが発生しない暴行の場合には100万円未満になることも少なくありません。

またストーカーのケースですが、一口にストーカーといっても、被害者と加害者の関係、つきまといや嫌がらせの方法が多岐にわたり、被害が精神的疾患にいたる場合などさまざまであり、100万円未満から300万円にいたるなど、慰謝料額に差異が生じております。

2 次に、刑事事件の場合について述べます。刑事事件の中には、迷惑防止条例違反（例えば強制わいせつにいたらないような痴漢の場合）のような、刑罰が比較的軽微な犯罪もあれば、傷害・暴行事件や、刑法犯としての性的犯罪もあります。迷惑防止条例の場合は刑罰が比較的軽いこともあり、慰謝料額も100万円未満になることが多いようですが、加害者に資力があつたり、同じ被害者に対して複数回犯行に出た場合などは100万円を超えるケースもあります。

傷害事件については、被害程度が影響し、後遺障害が残る場合には、慰謝料は高額化します。交通事故の場合にはある程度慰謝料額が定額化されており、被害状況によって、交通事故の慰謝料に準じて考えられることが多いといえます。ただ、行為が集団的であつたり、長時間にわたつたり、凶器を用いるなど悪質性が認められる場合には高額化になる傾向が

あります。傷害に至らない暴行の場合（怪我が発生しない場合）には、50万円未満で収まるケースも多いようです。

性的犯罪については、強制わいせつ行為の場合には犯行の内容や程度に差が多いので、慰謝料も比較的被害程度が少ないケースの場合には100万円未満ということもありますが、犯行が悪質な場合や被害結果が重大である場合には300万円以上も珍しくありません。姦淫等の性的暴行に至る場合にはそれ以上の金額になる場合も多くなります。

3 最後に、ハラスメントの場合をみてみましょう。

ハラスメント、いわゆる嫌がらせですが、セクシャルハラスメント（性的な嫌がらせ）、パワーハラスメント（職場など集団の中で地位を利用する嫌がらせです）、アカデミックハラスメント（大学などでの指導者が学生に対して行う嫌がらせです）などがあります。セクハラも、行為の内容や、頻度、被害の状況が様々です。不用意な言動にすぎないものから、性的暴行に至るまで千差万別です。千葉県弁護士会が行った調査では、セクハラで接触なしのケースでは平均100万円弱であり、接触ありの場合には平均で180万円を超えており、悪質だとさらに高くなる傾向にあるようです。パワハラもアカハラも被害者が精神疾患を発症してしまつたり、それが原因で自殺してしまうケースもあります。その場合には高額な慰謝料が認められています。

以上のように、慰謝料については、ある程度の幅や目安がないわけではありませんが、行為の態様、被害状況、当事者間の関係、支払能力など様々な事情と関連して決まることが多く、個別的な事情によって判断が左右されることがあります。お悩みの場合にはご相談ください。

（今回参考にしてているのは千葉県弁護士会編ぎょうせい「慰謝料算定の実務」（第2版）です。これは千葉県弁護士会の会員が協力して、最高裁判例だけでなく下級審判例を網羅的に調査するだけでなく、アンケートによって和解が成立したケースについても調査し、慰謝料額を決める要素やその動向について調査しています。）

無料相談会のご案内

平成29年10月16日(月)、10月24日(火)、11月1日(水)、11月8日(水) のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

## NPO法人について

NPOという言葉は既にお馴染みになっていると思いますが、非営利団体（あるいは民間非営利組織）のことを指します。非営利という意味は、収益事業を行わないという意味ではなく、利益を構成員に分配しないという意味です。営利事業である株式会社が株主に利益を配当するのと比べますと分かりやすいかと思います。現在、NPOは、ボランティアはもちろん、多くの分野で、国内外を問わず、多くの活動をしています。NPOの中でもさらにNPO法人という場合には、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人のことを言います。この法律は阪神・淡路大震災のあとにボランティア活動を支援するために制定されました。法律では、特定非営利活動とは、例えばまちづくりの推進を図る活動、環境の保全を図る活動、消費者の保護を図る活動など20の活動について、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものとされており、NPO法人は、これらの活動を主目的として法律の要件に該当するものとされています。

NPOは法人化されていない場合もありますが、法人化するメリットはどのようなところにあるのでしょうか。活動の拠点として場所を借りたり、資産を管理したりする場合に、法人化されていないと、例えば代表者個人名義で契約したり、管理しなければなりません。その名義人にはさまざまな負担をかけることになりますし、個人財産とNPO財産が区別できなくなってしまう（相続が起きた場合を想像してください）。このように、法人化するメリットの一つ目としては、法人名義で契約したり、登記ができたり、法人自体が権利義務の主体や当事者になることができる点です。

次に、二つ目として、法人化するためには定款を作成することが必要で、年1回社員総会を開催し、理事によって業務を運営する必要があるなど、組織的な手続が明確になり、組織内の民主的な手続が尊重されることとなります。また、法律上も事業内容の公開、会計原則の要請など、透明性も期待されます。継続性という点からも周囲からの信頼を得やすいといえます。

三つ目には、税法上も優遇されています。もともと、収益活動については営利事業と同様の課税が課せられます。

では、NPO法人を設立するためにはどのような手続を行ったらいでしょうか。

まず、所轄庁の条例で定められた定款、設立趣意書、事業計画書などの申請書類を所轄庁に提出し、設立についての認証を

受ける必要があります。受理された日から1か月間、申請書類の一部を誰でも見られる状態にし（公衆の縦覧・公告）、審査は書面審理で行われます。法律上の要件は、営利を目的としないだけでなく、社員の資格の得喪に関して不当な条件を付さないということや、役員報酬を受け取る者の数が役員総数の3分の1以下であること、10人以上の社員を有するものであること、宗教活動や政治活動を主たる目的とするものではないことなどの要件を満たしていることが必要です。

NPO法人はさらに、所轄庁の認定を受けて、認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）になることができます。これはNPO法人への寄付を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上の優遇措置（寄付者に対する税制上の優遇）として設けられた制度とされています（内閣府ホームページより）。この認定の要件としては、広く市民からの支援を受けているかどうかの判断基準として寄付の実績や、事業活動の内容、運営組織及び経理が適切であること、事業活動の内容が適切であること、情報公開などが掲げられています。この認定の有効期間は5年間で、更新を受けることができます。

これに対して、設立後5年以内のNPO法人のうち、運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものについて、1回に限り特例認定を受け（更新はありません）、税制上の優遇措置を受けることができます。この場合の法人を特例認定NPO法人と言い（平成28年の法改正で「仮認定」を「特例認定」と変更しました）、財政基盤が弱いことから、寄付の実績などの基準については免除されています。

平成29年7月末日現在において、認証されたNPO法人数は51,704、認定NPO法人は922、特例認定NPOは104です。

NPOの中で法人化されているものは必ずしもNPO法人だけではなく、公益法人、一般法人など他の法人形態を利用して行われる場合もあります。社会貢献とともにビジネス的な側面からのアプローチなどもあり、国や自治体や企業が扱いにくい問題について、今後ますます活用の場面は増えていくものと思われますし、多様性を増すのではないかと思います。設立や組織、運営について法的な点でお困りの場合にはご相談ください。

\*日本NPOセンターと内閣府のホームページを参考にしています。



# 料金

## のご案内

### 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

### 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

### 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

#### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

#### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

#### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

# 事務所

## のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

### エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

#### 業務時間

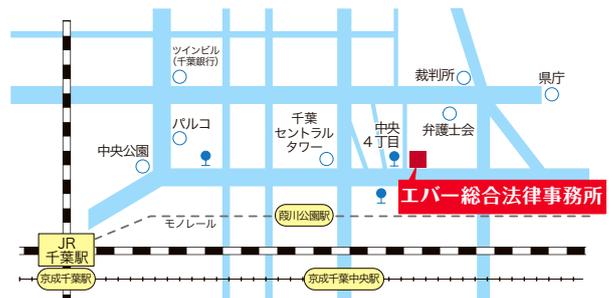
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

#### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車  
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。